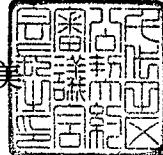


令和4年1月28日

千代田区長 樋口 高頤 様

千代田区公契約審議会

会長 松江 仁美



公契約条例における賃金下限額の設定について（答申）

令和3年11月10日付3千政契約発第360号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、千代田区公契約条例を運用されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負に係る賃金下限額

令和4年度の公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る賃金下限額
区職員給与を勘案して得た額が妥当である。

（1時間当たり1,104円）

また、別添の業務従事者は職種別の賃金下限額の設定が妥当である。

（1時間当たり別添1のとおり）

3 指定管理者との協定に係る賃金下限額

上記2に示す賃金下限額と同額が妥当である。

【意見】

- 1 公共工事の質の確保のため、中長期的な視点で賃金下限額を公共工事設計労務単価の90%以上とするための検討をされたい。
- 2 職種別賃金下限額については、学校給食調理業務の追加や、高齢者の雇用への対応について検討されたい。
- 3 労働者や事業者への公契約条例の周知をより一層されたい。
- 4 契約制度の見直しの中で、工事現場の建設キャリアアップシステムの普及に向けた取り組みや、総合評価方式の一層の導入について検討されたい。

別添1

令和4年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保全管理員	1,969円
清掃員	1,122円
介護職	1,122円
栄養士	1,440円
保健師・看護師	1,478円

